

※ （下線）が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針（令和3年9月13日更新）

令和2年 4月 9日

福井大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、日本国内で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を実施しています。福井県においては、県独自の「特別警報」が発令されています。他方、新型コロナウイルスワクチンが進んでいますが、変異ウイルスの感染力は従来型より強いことが報告されており、マスク着用（咳エチケット）や手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底など、今後とも一人一人の慎重な行動が必要です。

このような中、他県との往来等の行動は控えるべき状況にあり、特に大学では、多くの学生が様々な地域と往来し活動することによる集団感染の発生が危惧されるところです。また、本学学生が、新型コロナウイルス感染症に罹患する事例が発生しています。

これらを踏まえ、修学、学生生活及び就職活動等に多大な影響を及ぼさないよう、「感染しない、感染させない、感染を拡大しない」ための感染症対策に万全を期すため、9月13日以降当分の間、次のことに留意し行動してください。

なお、新型コロナウイルス感染状況が日々変化しており、本学の対応や学生支援等も今後変更することがあります。この学生の行動指針に加え、学長通知等を随時発信するので、毎日、本学ホームページや学生ポータルで確認するようお願いいたします。

1. 基本方針

「新しい生活様式」を実践し、自分が感染しないこと、他人を感染させないこと、感染を拡大しないようにする。

(1) マスクの着用

- ・常時、マスク着用を必須とし、未着用の場合は大学構内への立入を禁止
- ・食事の時、マスクを外す際は黙食

(2) 3密の回避及び換気

- ・換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面を徹底的に回避
- ・室内での活動は、定期的な換気を実施

(3) 手指衛生

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う
- ・入室等の際は、必ず手指消毒薬により消毒

2. 具体策

(1) 日常の注意点

○手指衛生（手指消毒又は手洗い）・マスク着用（咳エチケット）を遵守し、感染症の予防と健康管理に十分努める。

○常に人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは行わない。

○発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられ場合や罹患者及び濃厚接触者の疑いがある時は、登学しない。

○大人数や長時間におよぶ飲食（コンパ）、カラオケ等は、他大学でもクラスター発生の事例が多く確認されており、本学においても濃厚接触者となる事例も発生しているため、禁止する。

○不特定多数者との接触を避け、感染時のフォローアップが困難になるような行動はしない。

○人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）空け、近距離での会話や「大声」での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクやフェイスシールド等の装着を遵守する。

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。接触通知が来た際には画面の案内に従い保健所に相談する。

○健康チェック表（別紙1）に毎日の検温など記録（松岡キャンパス学生はWeb入力）して健康観察を行う。健康チェック表は大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。

○十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

○他県との往来は慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設（特に全国的にクラスターが発生しているような施設）に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。併せて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往来（冠婚葬祭など真に必要で急を要するものは除く）は控える。なお、他県から帰福した場合は、帰福後2週間は活動を控え、「健康チェック表」（**別紙1**）により特に注意深く健康観察を行うまた、他県から通学する場合は、毎日注意深く健康観察を行いつつ登学するものとする。加えて、各学部等より指示がある場合は厳守すること。

○海外への渡航については、原則禁止する。やむを得ず海外から帰国したときは、移動後2週間は自宅等に待機し、注意深く健康観察を行う。

(2) 授業・研究活動等の注意点

○大学構内では、マスク着用を必須とし、未着用の場合は大学構内への出入りを禁止する。

○研究室における研究・学生指導等については、3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、行うことを可能とする。

○呼吸の障害や基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い学生は、主治医や保健管理センター等とよく相談して登学の判断を行うこととし、これらの理由により登学できない場合は、授業担当教員や指導教員等にその旨報告する。

(3) 発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられる場合や罹患者及び濃厚接触者の

疑いがある場合等の注意点

○発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」（「帰国者・接触者相談総合センター」から名称変更） TEL(0776)-20-0795（電話受付時間 7:00～17:15、時間外は携帯電話対応）に相談する（県外では在住の相談窓口相談）。

○発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられる場合や罹患者及び濃厚接触者の疑いがある場合等は登学をしないで、下記の【問合せ・連絡先 ①、④又は⑤】にメール又は電話にて「学籍番号・氏名・体調の状態・経過」を連絡する。また、保健所や医療機関の指示等に基づきPCR検査を受検した場合や友人や同居する家族が罹患者と診断された場合など、罹患者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡し、指示に従う。

※文京キャンパスにおいては、授業に参加できない場合は授業担当教員に対しシラバスに記載のメールアドレス宛にも連絡する。

(4) 罹患者、濃厚接触者となった場合の注意点

○罹患者、濃厚接触者の指定を受けた場合は、保健所等の指示に従い行動する。

○下記の【**問合せ・連絡先 ①、④又は⑤**】にメールまたは電話にて報告する。また、日々の健康観察に加え、罹患又は濃厚接触前2週間程度の行動履歴（日時、場所、行動内容、接触者等）を把握しておく。

(5) 課外活動の注意点

○課外活動は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安（キャンパス毎）」（**別紙2**）で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状況等により学長が決定する。

○活動に当たっては、上記の基本的な感染対策は言うまでもなく、3密を徹底的に回避する対策や設備・用具等の使用前後における手指衛生（手指消毒又は手洗い）について、顧問教員又は指導者等と十分に確認し徹底する。また、その都度参加者名簿を作成し大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。

○課外活動構成員への活動参加の強制はしない。また、参加しないことで当該構成員に不当な取扱いや嫌がらせを行ってはいけない。

○大会、演奏会等参加申請で許可となった場合でも、感染が再び拡大するなど大学から参加許可の取り消しがあった時には速やかに参加を中止する。なお、参加費用等を大学が負担することはしない。

○本学職員への本学運動施設等の貸出は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安（キャンパス毎）」（**別紙2**）により学生利用を優先した上で行うものとする。

(6) 大学生活等の注意点

○授業時間以外で移動や休息等をする際も、必ずマスクの着用と3密の回避を徹底すること。

○生協食堂の利用は、①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②マスク着用、③黙食、④食事後は速やかに退出、あわせて、生協の指示に従う。

- 生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、食堂への入場制限を行う。屋外や使用していない講義室で弁当等を食したり（その際にも同様の感染症の予防を徹底するとともに、食後のごみの後片付けを励行する。）、2限目・3限目に授業がない場合は、その時間帯に昼食をとる等、できる限り昼休み時間（12:00～13:30（松岡キャンパスを除く））の生協食堂・売店利用の分散に協力する。
- アルバイトについては、アルバイト先が適切な感染防止対策を講じていることを確認することとし、飲食店での接客など（料理・飲み物の提供のみは除く）「3密」のリスクが高いアルバイトは自粛する。加えて、各学部等よりアルバイト先を限定し禁止されている場合は厳守すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト先の休業中に休業手当を受けることができなかった場合には、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請することが可能であることに留意する（詳細は厚生労働省ホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）。また、申請は、中小企業と大企業に区別し、休業した期間や申請期限が随時更新されるので、厚生労働省ホームページで適宜確認すること（参考：中小企業の場合 対象期間が令和2年10月から令和3年6月までの分は令和3年9月30日まで、対象期間が令和3年7月から9月までの分は12月31日までに申請が必要。申請開始；休業した期間の翌月初日から）。
- 国際交流学生宿舎・留学生会館・牧島ハウスは、学生が集団生活を行う場であり、共同施設設備なども多く、大人数が共に日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時からの健康管理や感染症予防のための対策等を徹底する。併せて、施設では、居室外におけるマスク着用等の徹底やシャワー室等の共用スペースにおける感染予防に努める。
- 就職活動については、インターネット、SNS、企業が発信している情報を利用して企業研究を行うよう努めるとともに、OB・OG訪問は自粛し、電話やインターネット等で話ができないか交渉する。採用試験においてWEB面接等を受ける環境が用意できない場合は、下記の【問合せ・連絡先 ③】に問い合わせる。就職活動のため県外に移動する場合は、感染予防に十分に注意するとともに、自分の行動を記録する。また、他県への移動があった場合は、上記2.（1）の日常の注意点にある他県から帰福した場合と同じ対応をとること。

※詳細は「学生の皆さんへ：就職活動、インターンシップ活動について」（別紙3）（令和3年4月7日更新）を参照

（7）修学支援等の注意点

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アルバイト収入の減を含め、学費負担者の状況や家計の状況が変化し、授業料等の納付に困窮し奨学金等が必要になった場合には、下記の【問合せ・連絡先 ①又は④】に問い合わせる。
- 授業料等免除や奨学金などの申請等に関しては、郵便（簡易書留又は特定記録）又は窓口対応にて行う。ただし、窓口対応の場合は、マスク着用を必須とする。また、相談がある場合は下記の【問合せ・連絡先 ①又は④】に電話・メールに

て問い合わせる。

○各種証明書発行、履修相談等に関しては、郵便・メール又は窓口対応によることとする。ただし、窓口対応の場合は、マスク着用を必須とする（文京キャンパス各種証明書発行機は学生支援センター1階に移設）。

(8) その他の注意点

○感染者・濃厚接触者や医療従事者並びにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしてください。併せて、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることは強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われますので、接種を受けていない人への偏見や差別につながる行為（人権侵害、誹謗中傷など）は絶対に行わないでください。

○不明な点、相談したい点等がありましたら、下記の【問合せ・連絡先】まで連絡ください。

【問合せ・連絡先】

文京キャンパス

① 学生サービス課 学生企画担当

TEL : 0776-27-8716・8403

E-mail : ggakusei@ml.u-fukui.ac.jp

(授業に関すること)

② 教務課 学務総務・共通教育担当

TEL : 0776-27-8600

E-mail : kyoumu-soumu@ml.u-fukui.ac.jp

(就職活動に関すること)

③ キャリア支援課 進路指導担当

TEL : 0776-27-9904

E-mail : g-syusyoku@ad.u-fukui.ac.jp

【問合せ・連絡先】

松岡キャンパス

④ 松岡キャンパス学務課 学生（医学）担当

TEL : 0776-61-8266, 8265, 8850

E-mail : m-gakusei@ml.u-fukui.ac.jp

【問合せ・連絡先】

敦賀キャンパス

⑤ 敦賀キャンパス運営管理課

TEL : 0770-25-0553, 0551, 0021

E-mail : skatom-s@ml.u-fukui.ac.jp